

# 長野県地球温暖化対策条例(仮称)の骨子 について

## 1 条例制定の背景と目的

石油や石炭などの化石燃料を燃やす際に発生する二酸化炭素は、地球全体の気温を上昇させる温室効果ガス\*<sub>1</sub>の代表です。その温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進んだため、異常気象の激増、自然の生態系への悪影響、海面の上昇など深刻な問題が現実のものとなっています。( I P C C \*<sub>2</sub>の知見による。)この地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす最も重要な環境問題として国際的な取り組みが進められています。

1997年12月に採択された京都議定書において、わが国は温室効果ガスを2012年までに6%削減〔1990年比〕することを約束しました。このような状況下、2005年2月に京都議定書が発効し、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、約束達成に向けて強い決意を持って行動開始しました。「京都議定書目標達成計画」には「環境と経済の両立」を基本的考えとし、「環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減」とあります。

長野県は、2003年4月「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定しました。この「県民計画」では、温室効果ガス排出量を2050年度に50%削減するという最終目標を見据えて、当面2010年度までに6%削減〔1990年度比〕する目標をたてました。しかし、2003年では90年比+15.3%の増加を加えた21.3%の削減を図らなくてはならないのが現状です。そこでこの県民計画においては、化石燃料に依存してエネルギーや資源を消費している暮らしや社会を根本的に見直すとともに、長野の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を打ち出しました。

このような背景と経緯をふまえて、より実効性のある対策を進めるため「長野県地球温暖化対策条例(仮称)」を制定します。この条例では、「地球温暖化対策推進法」や「省エネルギー法」、「長野県環境基本条例」に定める廃棄物の減量等や、「長野県ふるさとの森林づくり条例」(平成17年制定)とも連携しながら、長野県らしい脱温暖化型社会を目指すことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を図るための対策を定めます。地球温暖化防止のため、森林の公益的機能が重要視される中、県土の78%を占める森林が生み出す木材資源や水資源は、全国的にも恵まれた日射量と共に、私たち長野県民の宝です。

この条例は、長野県の自然的条件と共に、地域ごとにそれぞれ魅力溢れる社会的条件を活かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させようとするものです。

\* 1 「温室効果ガス」： 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの一部、パーフルオロカーボンの一部、六ふっ化硫黄

\* 2 「IPCC」(気候変動に関する政府間パネル): 人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイス等を提供することを目的とした政府間機構

## 2 各主体の責務

### 【趣旨】

地球温暖化の防止に向けた各主体の責務と役割を明らかにすることにより、相互に連携・協働した取組を促進します。

#### (1) 県

県は、国、市町村、県民、事業者及び地球温暖化対策地域協議会などと協働して、地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。

#### (2) 県民

県民は、日常活動に関し、地球市民としての責任を自覚し、地球温暖化防止のために必要な措置をとるとともに、他の主体が実施する地球温暖化対策に協力する。

#### (3) 事業者

事業者は、事業活動に関し、その社会的責任を自覚し、地球温暖化防止のために必要な措置をとるとともに、他の主体が実施する地球温暖化対策に協力する。

#### (4) 観光旅行者その他の滞在者

観光旅行者その他の滞在者は、県や市町村、県民及び事業者が実施する地球温暖化対策に協力する。

地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進法により、都道府県と市町村には同様の責務が課されています。また、地方分権推進法により都道府県と市町村は対等の立場になりました。したがって、県が市町村に責務を課すことは、これらの趣旨に反することになるので、市町村の責務は記載していません。ただし、事業者としての市町村(県)に対しては、義務が課されます。

### 3 地球温暖化対策推進計画の策定等

#### 【趣旨】

県は、県民、市町村、事業者、学識経験者等の意見を聴いて、地球温暖化対策に関する計画の策定、温室効果ガスの排出を抑制するための指針の策定、地球温暖化防止のために講じた施策の実施状況の把握及び評価を行い、その概要を公表します。

a 県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を定め、公表する。

当面は、2003年4月に策定された「長野県地球温暖化防止県民計画」を「地球温暖化対策に関する計画」とみなします。

b 県は、必要に応じ、温室効果ガスの排出を抑制するための指針（ガイドライン）を策定し、公表する。

c 県は、県が地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価について、それらの概要を公表する。

### 4 県による地球温暖化対策

#### 【趣旨】

県は、自らが率先して行う具体的な地球温暖化対策を明らかにします。

#### (1) 県による地球温暖化対策

a 県は、自らの事務・事業において率先して地球温暖化対策を実施する。

b 県は、必要に応じ24時間営業又は自動販売機に関して、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結する。

県は、24時間営業又は自動販売機に関して、地域（市町村・地区）からの申し出を受けた場合は、関係者の意見を聴いて、県と地域と事業者の3者で協定を締結する。

県は、協定を締結した場合は、公表する。

（再掲：5 分野別の地球温暖化対策 (1) 事業活動に係る対策 イ）

c 県民等\*<sub>3</sub>は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を行う。[努力義務]

県は、そのために公共交通体系の整備に取り組む。[義務付け]

（再掲：5 分野別の地球温暖化対策 (2) 交通・自動車利用に係る対策 ）

\* 3 「県民等」： 県民、事業者、国、県、市町村、観光旅行者その他の滞在者など全ての主体

d 県は、率先して再生可能エネルギー\*<sub>4</sub>を導入・活用する。[努力義務]

(再掲：5 分野別の地球温暖化対策 (5) 再生可能エネルギー利用に係る対策 b)

\* 4 「再生可能エネルギー」： 太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、地熱、雪氷熱、マイクロ水力により得られるエネルギー

e 県は、地球温暖化対策を県民等と協働して総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な財政上の措置を講じる。

f 県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置等に関する調査・研究を行う。

g 県は、市町村、県民、事業者、観光旅行者その他滞在者が地球温暖化対策を推進するにあたり必要な情報を提供する。

## (2) 事業者としての県による地球温暖化対策

a エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力\*<sub>5</sub>の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。

県は、その概要を公表する。[義務付け]

(再掲：5 分野別の地球温暖化対策 (1) 事業活動に係る対策 b)

\* 5 「グリーン電力」： 再生可能エネルギーにより得られる電力

b 一定要件以上の事業者は、定期的に従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。

県は、その概要を公表する。[努力義務]

(再掲：5 分野別の地球温暖化対策 (2) 交通・自動車利用に係る対策 )

c 一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。

県は、その概要を公表する。[義務付け]

(再掲：5 分野別の地球温暖化対策 (2) 交通・自動車利用に係る対策 b)

d 一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は、温暖化対策（断熱化、県産材・再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目を含む）に関する環境配慮計画書等を作成し、県に提出し、自ら公表する。

県は、その概要を公表する。[義務付け]

（再掲：5 分野別の地球温暖化対策（4）建築物に係る対策 b）

## 5 分野別の地球温暖化対策

### 【趣旨】

地球温暖化対策を推進するために、それぞれの分野において、誰が何を行うかを具体的に明らかにし、各主体の自主的・計画的な取組を促進します。

### （1）事業活動に係る対策

#### 【趣旨】

事業活動により排出される温室効果ガスの削減を図るため、エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者、24時間営業を行う事業者、自動販売機を設置する事業者及び一定規模以上のエネルギー供給事業者に対して、温室効果ガスの排出状況の報告や削減計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その概要を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、事業者の自主的・計画的な取組を促進します。

#### 事業者

- ・ 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。

a 全ての事業者は温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策を推進する。[努力義務]

b エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書（再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む）を作成し、県に提出し、自ら公表する。

県は、その概要を公表する。[義務付け]

「エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者」は、

たとえば、「エネルギー使用量（熱＋電気）が原油換算で  $\text{kl/年}$ 以上の事業者」 など

#### 24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者

- ア 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。

a 全ての24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策を推進する。[努力義務]

b エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。

県は、その概要を公表する。[義務付け]

- ・ 「エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者」は、  
たとえば、「長野県内で24時間営業を行っている店舗のエネルギー使用量(熱+電気)の合計が原油換算で ㎏/年以上の事業者」など
- ・ 「エネルギー使用量の多い一定規模以上の自動販売機を設置する事業者」は、  
たとえば、「長野県内に設置している自動販売機の台数が 台以上の事業者」など

イ 地域の特性を活かした協定を締結します。

県は、必要に応じ24時間営業又は自動販売機に関して、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結する。

県は、24時間営業又は自動販売機に関して、地域(市町村・地区)からの申し出を受けた場合は、関係者の意見を聴いて、県と地域と事業者の3者で協定を締結する。

県は、協定を締結した場合は、公表する。

「協定」の内容は、

たとえば、「協定の区域」、「営業時間」、「自動販売機の設置台数・設置場所」 など

#### エネルギー供給事業者

- ・ エネルギー供給における再生可能エネルギーの導入を推進します。

a 全てのエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギーの導入を推進する。  
[努力義務]

b 一定規模以上のエネルギー供給事業者は、定期的に再生可能エネルギーの導入計画・実績報告書(エネルギー源の種類が分かるもの)を作成し、県に提出し、自ら公表する。

県は、その概要を公表する。[義務付け]

「一定規模以上のエネルギー供給事業者」は、  
たとえば、「長野県内に電力を kwh/年以上供給している事業者」 など

## ( 2 ) 交通・自動車利用に係る対策

### 【趣 旨】

自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、県民等は、地域の実情に即した公共交通のあり方についての研究・協議を進め、交通体系の整備を図り、自動車から公共交通機関等への利用転換に努めます。また、アイドリング・ストップの徹底を図ります。駐車場の設置者・管理者はこれに協力し、推進を図ります。

また、自動車販売事業者に対して、自動車に関する適切な環境情報の提供を求めるなど、低公害車・低燃費車の一層の普及を促進します。

また、一定台数以上の自動車を使用する事業者等に対して、自動車の使用状況の報告や使用合理化計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その概要を公表することにより事業者の自主的・計画的な取組を促進します。

自動車から公共交通機関等への利用転換を図ります。

県民等は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を行う。[ 努力義務 ]  
県は、そのために公共交通体系の整備に取り組む。[ 義務付け ]

マイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制します。

一定要件以上の事業者は、定期的に従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。  
県は、その概要を公表する。[ 努力義務 ]

「一定要件以上の事業者」は、  
たとえば、「従業員が 人以上の事業者」 など

アイドリング・ストップの実施を推進します。

a 全てのドライバーは、アイドリング・ストップの実施を徹底する。[ 努力義務 ]

b 全ての駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[ 努力義務 ]

c 一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[義務付け]

「一定要件以上の駐車場」は、

たとえば、「駐車場法の規定により届出が必要な駐車場」

「大規模小売店舗立地法で届出の必要な小売店舗の駐車場」 など

自動車使用に伴う温室効果ガスの排出を削減します。

a 県民等は、温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入、使用する。  
[努力義務]

この項目は、すぐに「低公害車・低燃費車」に買換えるということではなく、現在の自動車を充分使用した後に購入するという趣旨です。

・「低公害車」は、

たとえば、「ハイブリッド自動車」

「電気自動車」 など

・「低燃費車」は、

たとえば、「燃費性能の優れた自動車」 など

b 一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。  
県は、その概要を公表する。[義務付け]

・「一定台数以上の自動車を使用する事業者」は、

たとえば、「長野県内において 台以上の自動車を使用する事業者」 など

・「自動車の使用状況・使用合理化計画・実績報告書」に記載する内容は、

たとえば、「低公害車・低燃費車の台数」

「燃料の種類毎の使用自動車台数、走行距離」など

自動車販売事業者は自動車に関する環境情報を提供します。

a 自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[努力義務]

「環境情報」は、

たとえば、「燃料消費率」など



b 一定規模以上の自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車（新車）に関する環境情報を提供、説明する。[義務付け]

「一定規模以上の自動車販売事業者」は、  
たとえば、「店舗において 台以上展示して販売する事業者」 など

### (3) 家電製品等に係る対策

#### 【趣旨】

家庭等における省エネルギー性能の高い電気機器等の普及など、省エネルギーの取組みを促進します。特に家庭から排出される温室効果ガスの削減を図るため、家電販売事業者に対して、エアコンや冷蔵庫などの家庭におけるエネルギー消費量の多い家電製品について、店頭における省エネ性能の表示や購入者への説明を求めるなど、県民が家電製品を購入する際に、省エネルギー型家電製品を選択するよう適切な情報提供を促進します。

a 県民等は、エネルギー消費量の少ない家電製品等を購入、使用する。[努力義務]

この項目は、すぐに「エネルギー消費の少ない家電製品等」に買換えるということではなく、現在の家電製品等を充分使用した後に購入するという趣旨です。

・ 家電販売事業者は製品に省エネラベルを表示します。

b 家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品（エアコン、冷蔵庫等）に省エネラベル\*<sub>6</sub>を表示し、購入者に説明する。[努力義務]

\* 6 「省エネラベル」： 家電製品の省エネ性能の違いや、販売価格と10年間の電気代の総合計などを記載したラベル

c 一定規模以上の家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品（エアコン、冷蔵庫等）に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[義務付け]

「一定規模以上の家電販売事業者」は、  
たとえば、「店舗において 台以上展示して販売する事業者」 など

#### ( 4 ) 建築物に係る対策

##### 【趣 旨】

建築物の省エネルギーの取組を促進するため、建築物の新築・改築時に環境性能の向上を図ります。また、一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主に対して、地球温暖化対策に関する計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その概要を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、建築主の自主的・計画的な取組を促進します。

- ・ 建築物の環境性能を向上します。

a 住宅をはじめ建築物の新築・改築等を行う建築主は、温室効果ガスの排出を抑制する等、環境性能の向上を図る。[ 努力義務 ]

「環境性能」とは、  
たとえば「省エネルギー対策、断熱化」など

b 一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は、地球温暖化対策（断熱化、県産材・再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目を含む）に関する環境配慮計画書等を作成し、県に提出し、自ら公表する。  
県は概要を公表する。[ 義務付け ]

「一定規模以上の建築物」は、  
たとえば、「 $m^2$ 以上の建築物」 など

---

#### ( 5 ) 再生可能エネルギーの利用に係る対策

##### 【趣 旨】

県民等は、県内の豊かな森林資源や長い日照時間などの自然条件を活かした再生可能エネルギーの利用を促進します。

- ・ 再生可能エネルギーの利用を促進します。

a 県民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用する。[ 努力義務 ]

b 県は、率先して再生可能エネルギーを導入・活用する。[ 努力義務 ]

---

## ( 6 ) 森林の整備及び県産材の利用促進に係る対策

### 【趣 旨】

県民等は、森林が二酸化炭素の吸収源として地球温暖化対策に重要な役割を果たしていることから、その整備を促進し、県産材の利用を推進します。

a 県民等は、地場産再生可能資源\*<sub>7</sub>としての県産材を率先して活用することで、森林整備を推進する。

\*<sub>7</sub>「地場産再生可能資源」： 県内で産出される木材等の再生可能な資源

b 県民等は、薪炭、木質ペレット、バイオマス利用など、地場産再生可能エネルギー\*<sub>8</sub>を率先して活用することで、森林整備を推進する。

\*<sub>8</sub>「地場産再生可能エネルギー」： 県内で産出される再生可能エネルギー

「長野県ふるさとの森林づくり条例」と連携して推進します。

---

## ( 7 ) 廃棄物の発生抑制等に係る対策

### 【趣 旨】

県民等は、廃棄物の発生抑制や、分別による再資源化の向上を図りながら、ゴミの焼却、埋め立てを可能な限り削減することで、脱温暖化社会の形成に向けた取組を促進します。

- ・ 廃棄物の発生抑制等を促進します。

県民等は、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用や適切な処理を行うとともに、レジ袋の削減や、グリーン購入\*<sub>9</sub>など、循環型社会の形成に向けた取組を促進することにより温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務]

\*<sub>9</sub>「グリーン購入」： 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること

## 6 啓発及び環境教育・環境学習

### 【趣旨】

県は、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する関心を持つよう促し、さらに関心と理解を深めるために必要な措置を講じます。

#### (1) 啓発に係る対策

- ・ 啓発により、地球温暖化の防止に関する関心を促します。

県は、市町村、県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会などと協働して、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する活動に対して意欲が生じるようにするなど、啓発を行うために必要な措置を講じる。

#### (2) 環境教育・環境学習に係る対策

- ・ 地球温暖化防止に関する関心と理解を深めるために、環境教育・環境学習を推進します。

県は、地球温暖化対策に関する環境教育・環境学習を、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校、職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、市町村、県民、事業者等との協働により推進する。

## 7 推進体制

### 【趣旨】

参加と協働による地球温暖化の防止の取組を推進するために、県、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の役割を明確にします。

a 県は、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会と連携あるいは協働し、地球温暖化防止活動を積極的に推進する。

b 長野県地球温暖化防止活動推進センターは、県域における地球温暖化防止活動の中核的支援組織として積極的な取組を推進する。

c 地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動の指導的役割を發揮する。

d 地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化防止活動を担う実践組織として積極的な取組を推進する。

## 8 実効性の確保

### 【趣旨】

条例の実効性を確保するため、地球温暖化対策に積極的に取り組む者に対しては、社会的に評価されるように顕彰を行います。

一方、条例に基づく書面の提出等を行わない者に対しては、勧告を行い、それに従わない場合は、氏名等の公表を行います。

a 県は、条例に基づく地球温暖化対策に積極的に取り組む者が、社会や市場で適切に評価されるよう顕彰を行う。

「顕彰」は、

たとえば、「優良事業者の表彰」、「ステッカーの表示」など

b 県は、条例に基づく計画の提出等を行わなかった者に対する勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかった者の氏名等を公表する。

## 9 条例の見直し

### 【趣旨】

持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を実現するため、「長野県地球温暖化防止県民計画」の見直しや、社会経済情勢の変化、施策の実施状況及びその評価等を踏まえ、条例を見直していきます。

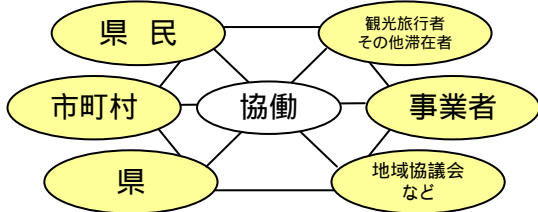
県は、必要に応じ条例を見直す。

# 長野県地球温暖化対策条例(仮称)骨子の概要

## 1 条例制定の背景と目的

増加する温室効果ガスの排出量の削減を図るため、県民、事業者、行政の参加と協働による取組を促進し、持続可能な社会を築きます。

## 2 各主体の責務



## 3 計画の策定等

地球温暖化対策計画・指針の策定・公表  
施策の実施状況・評価について公表

## 4 県による地球温暖化対策

事務・事業における率先実施  
財政上の措置、調査・研究、情報提供

## 5 分野別の地球温暖化対策

### (1) 事業活動に係る対策

一定規模以上の事業者  
温室効果ガスの排出状況・削減計画等の作成、提出、公表〔義務付け〕  
一定規模以上の24時間営業を行う事業者、自動販売機を設置する事業者  
温室効果ガスの排出状況・削減計画等の作成、提出、公表〔義務付け〕  
県は、24時間営業等に関して、地域からの申し出を受け、関係者の意見を聴き、県と地域と事業者の3者で協定を締結〔協定〕  
一定規模以上のエネルギー供給事業者  
再生可能エネルギーの導入計画等の作成、提出、公表〔義務付け〕  
など

### (3) 家電製品等に係る対策

一定規模以上の家電販売事業者  
省エネラベルの表示・説明〔義務付け〕  
など

### (4) 建築物に係る対策

一定規模以上の建築物の建築主  
環境配慮計画書等の作成、提出、公表〔義務付け〕  
など

### (6) 森林の整備等に係る対策

「長野県ふるさとの森林づくり条例」と連携して推進

### (2) 交通・自動車利用に係る対策

自動車から公共交通機関等への利用転換〔努力義務〕  
一定要件以上の事業者  
マイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画等の作成、提出、公表〔努力義務〕  
一定要件以上の駐車場の設置者・管理者  
利用者へのアイドリング・ストップ実施の周知〔義務付け〕  
低公害車・低燃費車の購入・使用〔努力義務〕  
一定台数以上の自動車使用事業者  
自動車の使用状況・使用合理化計画等の作成、提出、公表〔義務付け〕  
一定規模以上の自動車販売事業者  
自動車に関する環境情報の提供、説明〔義務付け〕  
など

### (5) 再生可能エネルギーの利用に係る対策

再生可能エネルギーの優先的利用〔努力義務〕  
など

### (7) 廃棄物の発生抑制等に係る対策

## 6 啓発及び環境教育・環境学習

啓発による地球温暖化の防止に関する関心の促進  
地球温暖化防止に関する関心と理解を深めるための環境教育・環境学習の推進

## 7 推進体制

## 9 必要に応じた条例の見直し

## 8 実効性の確保

地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰  
違反者に対する勧告や氏名の公表

長野県地球温暖化対策条例(仮称)骨子の分野別の地球温暖化対策

分野	主な内容	対象者						備考
		県	市町村	県民	事業者		観光旅行者 その他滞在者	
					県	市町村		
事業活動	温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の推進							全ての事業者
	温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書の作成、提出、公表							エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者
	24時間営業事業者・自動販売機設置事業者の温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の推進							全ての24時間営業事業者・自動販売機設置事業者
	24時間営業事業者・自動販売機設置事業者の温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書の作成、提出、公表							エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業事業者・自動販売機設置事業者
	県は、24時間営業・自動販売機に関し、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結							
	県は、24時間営業・自動販売機に関し、地域からの申出を受け、関係者の意見を聴いて、県・地域・事業者で協定を締結							(地域：市町村・地区)
	エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー導入の推進							全てのエネルギー供給者
	再生可能エネルギーの導入計画・実績報告書の作成、提出、公表							一定規模以上のエネルギー供給事業者
交通・自動車利用	自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等							全ての県民等
	上記のための公共交通体系の整備への取組み							
	従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画・実績報告書の作成、提出、公表							一定要件以上の事業者
	アイドリング・ストップの実施の徹底							全てのドライバー
	駐車場利用者へのアイドリング・ストップの実施周知							全ての駐車場の設置者・管理者 一定要件以上の駐車場の設置者・管理者
	温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車の購入・使用							全ての県民等
	自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書の作成、提出、公表							一定台数以上の自動車を使用する事業者
家電等	店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明							全ての自動車販売事業者 一定規模以上の自動車販売事業者
	エネルギー消費量の少ない家電製品等の購入・使用							全ての県民等
建築物	店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品への省エネラベルの表示、購入者に説明							全ての家電販売事業者 一定規模以上の家電販売事業者
	新築・改築時における環境性能の向上							全ての建築主
再生可能エネルギー	新築・改築時における地球温暖化対策に関する環境配慮計画書等の作成、提出、公表							一定規模以上の建築物の建築主
	再生可能エネルギーの優先的利用							全ての県民等
森林	県における再生可能エネルギーの率先導入・活用							
森林	(森林の整備及び県産材の利用促進)							「長野県ふるさとの森林づくり条例」と連携して推進
廃棄物	廃棄物の発生抑制等や適切な処理による温室効果ガスの排出抑制							全ての県民等